

不確実な将来に、今こそ、

税優遇を活かして 老後に備える



3つの 税制メリット

掛金は
全額社会保険料控除の対象
給付は
公的年金等控除が適用
遺族一時金は
非課税



全国国民年金基金

日本医師・従業員支部

「日本医師会」が設立母体の日本医師・従業員国民年金基金が移行した職能型支部です。

個人立診療所開設者などの国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり**所得税・住民税が軽減**されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が**非課税**となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

3 ご家族及び従業員の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の**社会保険料控除の対象**となります。
従業員の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

税理士のご紹介で
加入されている方が
増えております。

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 日本医師・従業員支部

☎0120-700650
FAX 03-5976-2210

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

HP上でも資料のご請求・シミュレーション・
加入申出のお手続きができます！

日本医師従業員

検索

0120-700650

検索

ホームページ

<https://www.jmpnpf.or.jp>





資料請求・ご相談・お問合せはお気軽に今すぐこちらへ！

FAX. 03-5976-2210



0120-700650

HP上でも資料のご請求・シミュレーション・
加入申出のお手続きができます！



お名前	フリガナ		
生年月日	昭和 ・ 平成	年	月 日
ご住所	〒		
	TEL		

(資料送付後、到着確認等の電話をさせていただく場合があります。)

❖ 「日本医師・従業員支部」にお申込できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- 厚生年金の被保険者は申込できません。

主に、個人立診療所の医師、従業員、ご家族、病院等の非常勤勤務者等となります。

❖ 税優遇適用による節税効果

掛金が**全額社会保険料控除**の対象となり、以下のとおり、所得税・住民税が軽減されます。

- 例えば、課税所得金額およそ2,000万円の場合で

国民年金基金の掛金が年間上限額
81万6千円の場合

所得税・住民税が年額
約**41万円**軽減

掛金(年額)が81万6千円①の場合の**節税額(概算)**

課税所得金額	所得税・住民税の 合算税率②	年間節税額(概算) ①×②=③
195万円以下	15%	122,400円
195万円～330万円以下	20%	163,200円
330万円～695万円以下	30%	244,800円
695万円～900万円以下	33%	269,280円
900万円～1,800万円以下	43%	350,880円
1,800万円～4,000万円以下	50%	408,000円
4,000万円超	55%	448,800円



税理士のご紹介で
加入されている方が増えております。

- 年間節税額(概算)=年間掛金×所得税・住民税の合算税率
- 課税所得金額とは総所得金額から各種所得控除額を差し引いた額のこと
- 住民税の額は住所地によって異なる場合もあります
- この他に復興特別所得税分も軽減されます
- 海外に居住されていた期間に支払われた掛金は対象外です

記載されている内容は、今後変更されることがあります。

資料請求された方の個人情報、加入のご案内、マイプランの作成、各種資料の発送のためのみに利用いたします。